

運動部活動に係る活動方針

平成31年4月
仙台市立大沢中学校

1 本校の運動部活動が目指すもの

【学校教育目標】

心身ともに健康で、豊かな人間性を持ち、主体的に生きる力を備えた生徒の育成に努める。

(確かさ) 自ら進んで学ぶ生徒

(豊かさ) 自ら進んでお互いを認め合う生徒

(逞しさ) 自ら進んで行動する生徒

部活動は、教育課程に含まれる各教科や学校行事などとは異なり、教育課程外の活動なので、学校で必ず実施しなければならないものではありません。しかしながら、以下のように、生徒のより良い成長のために大きな意義がある教育活動と考え、本校では実施しています。

- (1) 学校教育目標実現のために、運動部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい生徒を育てる。
- (2) 運動部活動を通して、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進する。
- (3) 運動部活動を通して、生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送る。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①運動部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②運動部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。

(2) 方針と計画の公表

活動方針及び年間活動計画は、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月の活動計画の作成

運動部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 生徒の部活動への加入は、希望加入制とする。

(2) 本校が今年度設置する運動部

種目	男	女	種目	男	女	種目	男	女
陸上競技	○	○	野球	○	○	ソフトボール		○
水泳	○	○	バレーボール		○	剣道	○	○
バスケットボール	○	○	ソフトテニス	○	○	季節 (スキー、体操、駅伝)	○	○
サッカー	○	○	卓球	○				

(3) 保護者への説明

- ①保護者会等で全体的な説明をするとともに、運動部ごとに保護者へ説明する機会も設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 活動時間

①平日（月～金）の活動時間について

ア) 次の2期に分けて、活動可能な時間を設定する。

1学期（市新人戦まで）…… 活動終了18：00 下校完了18：15

2学期始め～3月 …… 活動終了17：30 下校完了17：45

イ) 長くとも、2時間程度とする。

ウ) 活動時間の延長について

・16：45以降、ア)の時間まで活動する場合には、保護者からの同意書の提出後に行う。

・生徒の健康状況に十分な配慮をして行う。

②長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間について、長くとも、3時間程度とする。

③朝練習の制限について

ア 同一の部が、長期間にわたって連続的に行う早朝練習は行わない。

イ 原則として、朝練習は実施しないが、特別の事情がある場合には、顧問が事前に保護者の承諾を得た上で、校長の許可を得て、顧問の指導の下で行う。

ウ 活動可能時間は、7：30～8：10とする。

エ 生徒の健康状況や授業等に支障がないように、十分に配慮して実施する。

(2) 休養日の設定（休養日とは朝も放課後も活動を行わない日）

①学期中の休養日について

ア 学期中は、週2日以上休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 土曜日及び日曜日ともに大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

②長期休業中の休養日について

ア 学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

イ 夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 部活動中止の日について

①考査前の部活動中止は、中間考査は3日前から、期末考査は5日前から、実力考査は1日前からとする。大会直前等で、やむを得ず活動する場合は、顧問が事前に保護者の承諾を得た上で、校長の許可の下で行う。

②会議や出張等で顧問が活動に付けない場合には、原則として中止とする（顧問の代理がいる場合には活動を認める）。

(4) 強化練習期間（ハイシーズン）

①年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

②活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防，バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら，指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

体罰，ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

(4) 運動部顧問の健康管理

運動部顧問は，自己の健康管理に留意し，授業などの教育活動や日常生活に支障がないように考慮して活動日を設定する。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

①運動部顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して，中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし，本校として参加する大会等を精選するよう努める。

②運動部顧問は，生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して，練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

①本校生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。

②公共交通機関の利用が困難な場合には，業者に依頼することを検討する。

③業者に依頼することも困難な場合には，保護者の共通理解と了解を得て，保護者に協力を求める。

7 その他

本方針の基本的な考え方は，本校における文化的活動（吹奏楽部・美術部）についても原則として適用し，改善に着手していくように努める。

保護者の皆様へのお願い

※ 次の点につきまして、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

1 部活動方針の策定

平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定、公表され、仙台市教育委員会も、国（スポーツ庁）と宮城県のガイドラインを踏まえて、運動部活動の方針を策定しました。本校でも、仙台市教育委員会の方針に沿って、本校の方針を策定しました。この方針は、運動部だけでなく、文化部にも適用することになります。

2 部活動と他の教育活動との関係

- (1) 学校の教育活動の中心は授業であり、他に学級や学年での活動、学校行事などがあります。したがって、部活動はこれらの活動の後に行うこととなります。
- (2) 部活動の実施日や活動時間、活動内容（大会、試合、練習）については、授業等に影響のないように、生徒の健康面の負担を十分に考慮して計画するようにします。

3 部活動の顧問について

- (1) 中学校の教員の人事異動は、専門の教科で行われ、部活動の種目を優先しての異動はありません。したがって、専門でない部活動の顧問を担当する職員も出てきます。また、年度末の人事異動により、顧問が代わることがあることもご了承ください。
- (2) 部活動の活動時間は、夕方遅くまで行ったり、土・日曜日などの休日にも行われます。これらの時間は、本来は教職員の勤務時間外となります。したがって、教職員個々の家庭やその他の事情等により、実施時間や実施日数が異なることもありますので、御理解をお願いいたします。また、教職員の職務の中心は平日の授業などの教育活動です。教職員には、日々の健康管理に留意し、職務に影響のないように活動日を設定して部活動を行うように指導をしておりますので、御理解をお願いいたします。

4 生徒の移動や送迎について

校外での活動の際の生徒の移動については、原則として、公共の交通機関を利用して現地集合・現地解散にしております。しかしながら、場合によっては貸し切りバスを利用したり、部によっては、親の会等で保護者の皆様に車での送迎（親の会で保険への加入をしてください）をお願いしたり、保護者の方が個人で自分のお子さんを車で送迎したりしている場合もあると思います。

保護者の皆様の御協力に、心より感謝申し上げます。車での送迎の際には、安全運転を心掛けていただき、交通事故等に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

※ 部活動は、生徒の人格形成にとっても大事な活動ですので、本校の教職員も生徒のために努力していきたいと考えています。保護者の皆様には、上記のような趣旨を御理解の上、今後ともご協力をお願いいたします。